摂津市上下水道料金システム

再構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月

大阪府摂津市上下水道部

摂津市上下水道料金システム再構築業務委託に係る
プロポーザル実施要領

１．業務の目的、概要

摂津市上下水道部が、令和９年度に更新を予定している上下水道料金システムは、現行のクラウド型を維持した操作性・信頼性に優れたシステムの再構築であり、さらには eLTAX による公金収納に対応できるシステム構築とする。

そのため、現行システムからのデータ・機能等の移行を正確かつ効率的に行い、システム更新後に適切な保守・運用体制の整備などが必要となることから、公募型プロポーザル方式により事業者選定（以下「本プロポーザル」という。）を行うものである。

なお、現行のポータルサイトおよびアプリ、さらにはクレジットカード継続払いに対応した機能を引き続き有するものあるいは同等の代替提案によるものとする。

（１）業務委託名

摂津市上下水道料金システム再構築業務委託

（２）業務内容

摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書を参照すること。

（３）業務の履行期間

① 更新業務期間

契約締結日から令和９年１２月３１日（金）まで

② 保守・管理業務期間

令和１０年１月１日（土）から令和１４年１２月３１日（金）まで

契約金額の支払方法については、選定された業者と別途協議し、決定する。

（４）提案上限額

本業務の提案上限額は以下の通りとする。（消費税及び地方消費税を含まない）

なお、以下の金額は契約時の予定価格ではなく、企画内容の規模を示すものである。

システム再構築業務　７０，６００千円（消費税及び地方消費税を含まない）
（eLTAX 仕様のシステム構築費用含む）

保守管理業務　５３４千円（消費税及び地方消費税を含まない）
（必要となる１か月単位の金額とし、システム機器含む）

① システム再構新業務及び保守管理業務のそれぞれの提案上限額を超過した場合は、失格とする。

② 保守管理業務については、１か月および６０か月の両方の委託料を提案するものとする。
この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
なお、現行システムからのデータ抽出は、受託者が費用負担を行うものとする。

（５）事務局（問い合わせ及び各種書類提出先）

摂津市上下水道部　　担当：小堀・村田

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目１番１０号

電話: 06-6383-7637　FAX：06-6319-4435

電子メールアドレス:ryoukin@city.settsu.osaka.jp

２．事業スケジュール・事務手順

本業務における調達からシステム稼働までのスケジュールは以下の通りとする。

（但し、業務都合により日程変更あり）

No.	項目	日程
1	プロポーザルの実施及び参加申込の公告	令和８年１０月３０日（金）
2	実施要領、企画提案書作成等に関する質問受付	令和８年１０月３０日（金）～ 令和８年１１月　５日（木）
3	質問書の回答	令和８年１１月１１日（水）
4	参加表明書受付	令和８年１１月１３日（金）～ 令和８年１１月１９日（木）
5	参加資格書類審査の実施	令和８年１１月２５日（水）
6	参加資格審査結果の通知	令和８年１１月２６日（木）
7	企画提案書の受付	令和８年１１月２７日（金）～ 令和８年１２月　４日（金）
8	企画提案書審査の実施（事前審査）	令和８年１２月　８日（火）
9	事前審査結果の通知	令和８年１２月　９日（水）
10	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和８年１２月１４日（月）
11	本審査	令和８年１２月１５日（火）
12	審査結果通知	令和８年１２月１６日（水）
13	契約締結	令和８年１２月２２日（火）

＊　事務取扱時間

土、日曜及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

３．選定方法

公募型プロポーザル方式による事業者選定。

４．質問書の提出

（１）実施要領、企画提案書作成等に関する質問の受付

①受付期間　令和８年１０月３０日（金）～　令和８年１１月　５日（木）

②提出方法　質問書（様式第４号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。

③提出先　摂津市上下水道部料金課

電子メールアドレス：ryoukin@city.settsu.osaka.jp

（２）実施要領、企画提案書作成等に関する質問の回答

① 回答日　　令和８年１１月１１日（水）

② 回答方法　　摂津市上下水道部ホームページに掲載する。

（３）留意事項

① 質問は、参加表明予定者以外からは受け付けない。

② 期限内であれば何度も質問することは可能とする。

③ 質問書の提出は電子メールに限る。

④ 電子メールの件名は、「【プロポーザル質問】（参加者名）」とすること。

⑤ 期間外の質問はその理由に関わらず受け付けない。

５．プロポーザル参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要領に従い参加表明を行うこと。

（１） 参加表明方法

参加表明者は下記の書類を摂津市上下水道部ホームページよりダウンロードの上、必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名、編冊（Ａ４版）の上、各１部を事務局に提出すること。なお、提出は郵送または持参とする。

① 参加表明書（様式第 1−1 号）

② 参加表明者資格審査確認書（様式第 1−2 号）

③ 業務実績調書（様式第 1−3 号）

④ その他

・ 会社概要（最新のもの、パンフレット等の使用も可）

・ 提案する料金システムのパンフレット

（２）参加表明書受付期間

令和８年１１月１３日（金）～令和８年１１月１９日（木）午後５時まで

（３）参加資格条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書提出日現在において以下の要件を全て満たしていること。

① 令和７～１０年度摂津市入札参加資格者名簿に「情報処理」で登録していること。

② 摂津市入札参加停止要綱及び大阪府入札参加停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。

③ 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

④ 摂津市暴力団排除条例（平成２３年条例第１３号）第２条第３号に該当しない者であること。

⑤ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項または第２項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者または更正手続開始の申立てをなされていない者であること。

⑥ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項または第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。

⑦ 民事執行法（昭和５４年法律第４号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、または第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

⑧ 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定に基づく破産の申立てがなされていないこと。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員でないこと。

⑩ 次に掲げる公的認証のいずれかを取得している法人であること。

ア　日本産業規格 JISQ15001 個人情報マネジメントシステムに適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している法人であること。

イ　ISO9001（JISQ9001）及び ISMS に関する ISO27001（JISQ27001）の認証を取得している法人であること。

⑪ 近畿圏の水道事業体に対して、上下水道料金システムの導入実績があること。

⑫ その他法令違反など社会的信用を損なう行為により、ふさわしくないと本市が認める者でないこと。

６．参加資格書類審査の実施

提案可能者を決定するため、参加者資格審査を次のとおり実施する。

（１）実施期間　令和８年１１月２５日（水）

（２）選定基準　提出書類に不備がなく、参加者に関する条件等を全て満たした者を提案可能者とし、条件を満たさない場合は失格とする。

７．参加資格書類審査の通知

参加資格審査結果の通知については、令和８年１１月２６日（木）に参加者に対し、参加資格審査結果通知書（様式第２号）を発行し通知を行う。

参加資格有りと判断された者には、企画提案要請書（様式第３号）の発行も合わせて行う。

８．企画提案書の提出

（１）企画提案書の受付

① 受付期間

令和８年１１月２７日（金）～令和８年１２月　４日（金）

午前９時より午後５時まで（※土、日曜及び祝祭日を除く）

② 提出方法

郵送又は持参とする。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

③ 提出先

摂津市上下水道部料金課

④ 提出書類

下記書類を編冊（Ａ４版）の上 、提出すること。また、電子データとしてＣＤ－Ｒに保存したもの１式をあわせて提出すること。

No	書類名	媒体	
		紙	CD-R
1	企画提案書兼誓約書（様式第５号）	１部	-
2	企画提案書　（任意様式）	10 部	１式
3	システム機能要件確認書（別紙）	１部	
4	見積書（任意様式）	１部	

（２）企画提案書類作成上の留意事項

① 企画提案書

ア．提案書の表紙には、宛名「摂津市長あて」、表題「摂津市上下水道料金システム更新業務提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。

イ．企画提案書のサイズは日本工業規格「Ａ４版」横書きとすること。

ウ．企画提案書は縦置き又は横置きは問わないが、縦置きの場合は左綴じ、横置きの場合は上綴じとする。

エ．図面等でやむを得ず日本工業規格「Ａ３版」を使用する場合は折り込むこととする。この場合２ページとしてみなす。

オ．ページ数は表紙・目次を除いて５０ページまでとすること。

カ．企画提案書の記述は、専門知識がない者でも理解できる内容とすること。

キ．企画提案書は、本事業の趣旨や基本仕様書の内容等を踏まえ、必要な事項を漏れなく記載すること。

ク．企画提案書の内容構成は、本書「９．企画提案書作成要領」に従うこと。

② システム機能要件確認書（指定様式）

本書「１０．システム機能要件確認書作成要領」に従い作成すること。

③ 見積書

本書「１１．提案価格見積書作成要領」に従い作成すること。

④ ＣＤ－ＲＯＭの提出

ア．データの形式については、システム機能要件確認書はＥｘｃｅｌ形式とし、それ以外はＰＤＦ形式とする。

イ．ＣＤ－ＲＯＭの表面にはシール等で業務名・会社名を記載すること。

９．企画提案書作成要領

企画提案書については、以下の項目について貴社の提案内容を記載すること。

また、基本仕様書に記載する項目を充分理解した上で、作成すること。

項番.	記載事項	詳細
1	会社概要	(1)会社概要 （企業規模・事業内容・公的認証資格取得・財務・経営状況等） (2)提案システムの導入実績
2	提案システムの概要及び特長	(1)提案システムの概要 (2)提案システムの特徴
3	ハードウェア構成	(1)ハードウェア構成 (2)導入ハードウェアの特徴
4	システム構築体制	(1)システム構築体制の考え方 (2)システム構築体制・メンバー構成
5	構築スケジュール	(1)構築スケジュール策定のポイント (2)構築スケジュール表
6	データ移行	(1)データ移行の考え方 (2)データ移行の方法
7	保守管理体制	(1)保守管理体制の考え方 (2)保守管理体制・メンバー構成 (3)緊急時対応の考え方 (4)制度改正及びバージョンアップ対応 (5)費用負担の考え方 (6)次々期システム更新時の対応
8	セキュリティ対策	(1)セキュリティ対策の考え方 (2)システムにおけるセキュリティ対策 (3)人的セキュリティ対策
9	操作研修	(1)操作研修の考え方 (2)操作研修の内容 (3)操作マニュアル
10	その他追加提案・将来提案事項	(1)その他追加提案・将来提案事項 （費用内外問わず、発注者に有益な提案を行うこと）

１０．システム機能要件確認書作成要領

システム機能要件確認書については、以下に従い作成すること。

① 別紙様式を使用すること。

② 本提案においては、システム機能要件確認書に記載する仕様条件は必須で充たすものとする。またシステム機能要件確認書に記載する項目に対し、評価基準に従い点数評価を実施し、総合評価に反映する。

③ システム機能要件確認書については、以下の判断で回答すること。

・標準パッケージで対応可能な項目：
　回答区分に「A」を記載すること。

・オプションで対応可能な項目：
　回答区分に「B」を記載し、オプションの費用を明記すること。
　また、見積書にもオプション費用を反映すること。

・カスタマイズで対応可能な項目：
　回答区分に「C」を記載し、カスタマイズの費用を明記すること。
　また、見積書にもカスタマイズ費用を反映すること。

・対応不可だが代替案を提示可能な項目：
　回答区分に「D」を記載し、備考欄に代替案を記載すること。
　代替案の回答内容次第では「A」に差し替えることも検討する。

・対応不可の項目：
　対応可否に「E」を記載すること。

④ システム機能要件確認書への回答に際しては、虚偽の回答が無いように充分注意すること。

１１．提案価格見積書作成要領

見積書については、以下に従い任意様式にて作成すること。

① システム更新納期を令和９年１２月３１日とする。

② 保守管理期間は、令和１０年１月１日～令和１４年１２月３１日の６０か月間とする。

③ システム更新費用の詳細な見積項目として、以下の内訳を示すこと。

ア.　パッケージソフトウェア費用

イ.　ハードウェア・ミドルウェア費用

ウ.　システム構築費用（打合せ、セットアップ、マスタ設定、操作研修、並行稼動支援その他必要経費）

エ.　オプション・カスタマイズ費用（システム機能要件確認書に従い必要な場合に含めること）

オ.　その他、上記以外に貴社にてシステム構築に必要な経費がある場合、明記すること。

④ 保守管理費用の詳細な見積項目として、以下の内訳を月額で示すこと。

ア．　ハード・ミドルソフトウェア等保守費用（保守パックにて購入する場合は初期構築費用に含めることも可能とする）

イ．　パッケージソフトウェア利用料

ウ．　パッケージソフトウェア保守費用

エ．　その他、上記以外に貴社にてシステム保守管理に必要な経費がある場合、明記すること。

⑤ 金額は、システム更新および保守管理費用の各税抜額および消費税及び地方消費税額、税込合計額を記載すること。

１２．企画提案書審査（事前審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

（１）審査方法

事業者の審査は、「摂津市上下水道料金システム再構築審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により、企画提案書提出者を対象に事前書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの本審査を選定評価基準の評価項目により実施する。

留意事項

１）本プロポーザルで用いる言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

２）本プロポーザルに要する一切の経費は全て参加者の負担とする。

３）提出書類は原則として返却しない。

４）提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、委託者が、本委託の範囲において公表する場合、 委託者が必要と認める場合においては、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

５）提出書類の修正、差し替え、再提出は原則として認めない。

６）次のいずれかに該当した場合は失格とする。

① 本プロポーザルの期間中に参加条件を満たさなくなった場合

② 提案価格見積書において、提案上限額を超えた見積額を記載した場合

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④ 期限内に企画提案書類を提出できなかった場合

⑤ 正当な理由なく審査に遅刻または欠席した場合

⑥ 本プロポーザル期間中に、委託者側の職員と不正に接触等を行った場合

⑦ その他実施要領に違反していると認められた場合

※なお、企画提案者が多数の場合は、事前書類審査において３者程度に絞り込むものとする。

（２） 事前書類審査　令和８年１２月　８日（火）

審査結果通知　令和８年１２月　９日（水）

（３）プレゼンテーションおよびヒアリング

① 実施日時　令和８年１２月１４日（月）

② 実施場所　大阪府摂津市三島一丁目１番１０号

摂津市上下水道部庁舎　大会議室

③ 実施方法

ア 参加者ごとにプレゼンテーションを実施するものとし、参加者にプレゼンテーション参加要請書（様式第６号）で、実施時間の詳細を通知するものとする。

イ 提出した企画提案書等を用いて審査委員に説明を行い、企画提案書等の内容に関するヒアリングを実施する。なお、追加資料の配布は認めない。

ウ デモンストレーション及びプレゼンテーションの説明は、計３０分以内とし、その後質疑応答を２０分程度行う。

エ デモンストレーション及びプレゼンテーションは非公開で実施する。

オ 会場に入室できる人数は５名までとする。

カ ヒアリングは本業務を受託した際に携わる担当者（開発担当者、営業担当者等）の参加を必須とする。

キ 端末、音響装置その他必要な機器類は全て参加者が用意すること。

※ スクリーン、電源および延長ケーブルは、委託者で用意するが持参も可能とする。

ク 会場への入室は、デモンストレーション及びプレゼンテーション開始時間の１０分前から行うことができる。

（４） 本審査（審査委員会）　　令和８年１２月１５日（火）

（５）提案審査結果の通知

① 通知日

令和８年１２月１６日（水）

② 通知方法

提案審査に参加した全参加者に書面（様式第７－１号又は様式第７－２号）により通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

１３．参加辞退届

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事務局あてにプロポーザル参加辞退届（様式第８号）を持参または郵送により提出すること。なお、辞退をしても以後において不利益な取り扱いを受けることはない。

１４．失格

プロポーザル参加募集の公告の日から契約締結の間において失格となった場合は、失格通知書（様式第９号）により通知する。